

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	17	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化

提案団体

中核市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
化製場等に関する法律第9条においては、公衆衛生上の観点から、特定の動物を指定区域内において、条例で定められた数以上飼養又は収容する場合には、都道府県知事等の許可を受けることとなっている。一方で、動物取扱業者は第一種動物取扱業、第二種動物取扱業とも、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、衛生管理等を整えた上で動物取扱業の飼養施設の登録や届出が行われており、また、動物の診療施設については、獣医療法に基づき届出が行われている。

【支障事例】
当市においては、動物取扱業の飼養施設について、衛生基準を満たしていると判断しており、また、動物の診療施設については、入院等による収容期間が限定的であり、環境衛生上問題を起こすおそれは高くないと捉えている。このため、これらの施設について化製場等に関する法律第9条の許可を行うことは、必ずしも必要としないと考え。

【制度改正の必要性】
化製場等に関する法律施行令の最終改正は平成2年2月17日であり、その後の他法令の改正や動物の飼養状況の変化に対応していない可能性があり、現在の使用状況や関係法令による基準等も踏まえつつ、許可の必要性の判断を明確化する必要がある。

【支障の解決策】
化製場等に関する法律第9条の許可について、動物取扱業の飼養施設及び飼育動物の診療施設については不要とすることが可能であることを明確化する通知を発出する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公衆衛生上の支障が無いことを理由として、動物取扱業者に化製場等に関する法律第9条に基づく動物飼養許可を取得させていない地方公共団体と法律に沿って取得させている地方公共団体の両方が存在している。全国展開する動物取扱業者から同法に基づく許可の必要性を問われることがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

過剰規制の緩和による事業者の事務負担の軽減、許可や立入検査を実施する地方公共団体の事務負担の軽減

減

根拠法令等

化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第2条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条、第24条の2の2、獣医療法第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、いわき市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市

○動物の愛護及び管理に関する法律において、動物取扱業者には登録や届出の義務が課されているほか、周辺の生活環境の保全義務等の遵守基準も定められており、化製場等に関する法律においても同様の趣旨の規制が課されていることから、事務負担が生じている。

○都道府県条例において、動愛法に基づく第一種・第二種動物取扱業の登録において満たすべき条例施設基準と、化製場法に基づく飼養許可において満たすべき条例施設基準は、共に一定の施設の衛生管理を求めるものとなっているため、動愛法上の登録が認められるものは、化製場法上の許可が認められる結果となっている。このような状況下では、申請者が登録及び許可の2つの申請を行い、行政庁が登録及び許可の2つの審査を行っても、その手間が増えるだけで、非効率な事務運用となっている。

○当市において、市内の一部地域が化製場等に関する法律第9条の飼育施設の許可取得対象になっており、動物取扱業においては常時10頭以上いる場合は化製場法の飼養施設の許可を取得させている。対象地域が限定されており、事務处理的にもそれほど負担が生じていないが、今後生じる恐れがある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	28	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準の緩和

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準（農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと）については、一律におおむね2割以上という基準でなく、農作物の種類（陽性植物と陰性植物）や栽培面積等も考慮して減少割合を決めることや、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用したりと環境負荷の低減に取り組む営農者に対しては収穫高の要件を緩和するなど、下部の農地の活用状況に係る基準を緩和することを求める。

具体的な支障事例

営農型太陽光発電施設の導入を促進するため、一時転用許可基準の規制緩和等がなされているところだが、荒廃農地以外は収穫量の維持（単収比較8割以上確保）が必要であり、近年の異常気象などにより収穫量が大幅に減少する場合も想定される中、営農を継続していく上でのハードルとなっている。
営農が適切に継続されない事例を排除し農業生産と発電を両立するという、営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、規制を設けることは必要だが、営農計画書等で環境負荷の低減に取り組む営農者であることを確認できた場合は、収穫量の維持基準を緩和することで新規参入者が増加し、営農型太陽光発電施設の普及促進につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

農作物の種類（水稻以外の作物）によっては、市町村の区域内の平均的な単収量の根拠となる統計等について、実情と異なる時があると感じるなど、収穫量の根拠となる基準があいまいな場合があり、単収比較8割以上の確保に関する書類（営農計画書等）どおりに新規参入者が継続していくにはハードルが高いとの声を聞く。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

2050年カーボンニュートラル達成のため、環境省においても営農型太陽光発電施設の普及を進めており、営農型太陽光発電事業参入のハードルを下げて普及につなげていくことで、脱炭素施策の推進につながる。
また、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる。

根拠法令等

農地法施行規則第47条、第57条、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	29	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合における農地転用及び農振除外の取扱いの見直し

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来法」という。）による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式（いわゆるレディメイド方式）による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進行が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目途が立たず、他手続き含めて事業全体に支障が生じる。

ついては、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域未来法を活用した開発事業に伴う農地転用・農振除外については、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について」（平成 30 年 3 月 1 日付け農林水産省農村振興局長通知）により運用が示されており、地域経済牽引事業計画の承認が前提となる。

また、同計画策定の前提となる土地利用調整計画には進出企業が確定していなければ記載が困難な項目があることから、土地利用調整計画の策定段階で進出企業の確定が必要といえる。

【支障事例】

当市の都市計画マスタープランにおいて、広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている地域において、工場用地として約 12ha の土地区画整理事業が持ち上がった。当該区域の農振除外を目指したものの、進出企業の未確定により土地利用調整計画が作成できず、農地転用・農振除外の手続きが停止している。農振除外・農地転用の見込みが示されないため地区計画等の手続きにも支障が生じている。

このような状況では企業が進出を決断することは困難である一方で、進出企業が確定しなければ手続きが前に進まない状況であり、デッドロック状態に陥っている。

【制度改正の必要性】

地域未来法による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式による産業団地造成などの計画の場合には上記支障事例のような事態に陥ることから、分譲方式による手法にも対応できるよう制度改正が必要である。

【支障の解決策】

地域未来法に基づく基本計画において重点促進区域と定めた区域において、同計画に定める活用戦略に沿った調整が進められていることに加え、都市計画マスタープラン等の市町村計画においても当該地域の整備方針が定められている場合においては、市町村の土地利用調整計画に進出企業の情報（事業内容・事業規模）を不要とすること及び土地利用調整計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されること。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

土地区画整理事業の事業化を目指す地域団体は、地域未来法に基づく京都府南丹地域基本計画により「重点促進区域」と定めた区域において、同計画が定める活用戦略に基づき（製造業等の）企業誘致を目指しているところであるが、具体的な土地の分譲時期、費用等を示すことが困難であり誘致の実現に苦慮している状況にある。

当該事業の予定地域は、当市の都市計画マスタープランにおいて広域道路網を活かした産業の拠点として整備する方針が示されている。さらに地区整備計画により建築物等を定めたとうえで土地区画整理事業を施行するため、具体的な企業は確定していなくとも工場用地としての活用は確実であると判断できるため、現時点で農振除外・農地転用の見込みありとの判断が示され、地区計画の手続きも前に進めたいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良農地の保全を図り無秩序な開発を抑制することは大前提としたうえで、分譲方式の開発計画にも対応できるよう制度改革を行うことで、地域経済の活性化に繋がることが期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条第2項第5号、農地法第5条、農地法施行規則第57条第5号、都市計画法第12条の5、第34条第10号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第11条、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用について（平成30年3月1日付け農林水産省農村振興局長通知）第4、第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市

○当市の場合、地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する事例はないが、地域未来法を活用して分譲方式による産業団地の整備を行う場合に、進出企業が確定していなくても開発可能となるよう規制緩和を求めることに賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	36	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

多面的機能支払交付金事業における提出書類の簡素化

提案団体

三原市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「多面的機能支払交付金事業」について、申請書類に添付する書類の記載項目を削減するなど書類作成の簡素化を求める。具体的には、「活動計画書」については必須である活動項目に対する実施予定の記入、「実施区域位置図」（「活動計画書」の別添1）については対象となる資源の図示、「活動記録」については実施時間の記入、「金銭出納簿」については領収書番号等の記入の削減をそれぞれ求める。

具体的な支障事例

「多面的機能支払交付金事業（以下「交付金」という。）」について、書類作成事務が多面的機能の発揮の促進に関わる活動組織の大きな負担になっている。

そのため、以下のとおり、各書類において記載不要の項目については当該項目を削除し、書類作成の負担を軽減すべきと考える。

○活動計画書（実施要領様式第1-3号）

活動の計画（1）農地維持支払の項目については、必ず選択しないといけない活動についても○をつける様式となっているが、事業に取り組むのであれば、実施を計画するのは当たり前であることから、○を記入する欄は不要である。

○「実施区域位置図」（「活動計画書」の別添1）

活動対象となる資源（農用地、開水路、パイプライン、農道、ため池など）を記載することとなっているが、活動範囲さえわかればその中にある資源が対象と考えられるため、活動対象となる資源の記載は不要である。

○「活動記録」（実施要領様式第1-6号）

活動時間については、活動組織が構成員等に日当を支払う根拠として整理しているため、活動記録への実施時間の記入は不要である。

○「金銭出納簿」（実施要領様式第1-7号）

領収書番号、活動実施日、区分又は長寿命化への活用の欄については、金銭出納簿に記載がなくても、領収書原本と金銭出納簿の分類、内容などの記載項目とを照合をすれば確認が取れるため、これらの記入は不要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

今後5年間の活動、実践活動の対象施設、活動項目、実施時期、実施範囲、実施内容、役割分担など、活動計画の策定が組織にとって大きな負担となっている。

活動組織からの具体的な簡素化の要望として、市町に提出する書類を「活動計画書」、「金銭出納簿」、「領収書の写し」、「位置図」のみにしてほしいとの声が挙がっている。

また、活動組織から市町への提出が任意（義務ではない）となっている「財産管理台帳」、「領収書・通帳の写

し」、「総会資料・議事録」、「活動写真」についても、国又は県から交付金にかかわる活動の確認の根拠を問われる機会があるため、市町から活動組織へ提出を求めざるを得ず、活動組織の負担軽減に繋がっていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成の簡素化により、高齢化等により農業生産活動の継続が心配されている地方の中山間地域等において、交付金の趣旨とする農地、水路、農道等の地域資源の保全管理への注力の後押しとなることが期待される。

根拠法令等

多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、多面的機能支払交付金の活動の手引き

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、栃木県、さいたま市、春日部市、佐倉市、川崎市、魚沼市、沼津市、高松市、東温市、久留米市、熊本市

○申請書類が煩雑であり、地元農家の負担となっている。

○以下の項目は、作成する活動組織とそれを確認する市の双方にとって多大な事務負担であるとともに、事務処理の誤りを招く要因ともなっている。

- ・実施区域位置図における水路や農道等施設の図示
- ・活動記録の様式の複雑さ

これらは、更なる簡素化が必要であると考える。

○当市においても実績報告時に提出する書類等の作成は、各組織の担当者が苦勞しながら行っている。現在のところは問題ないが、このまま構成員の高齢化が進むと事務ができる人がいなくなり、取組をやめてしまう可能性がある。

○多面的機能支払交付金について、書類の簡素化に加え、下記2点が課題であると考える。

【長寿命化 100%交付に向けた予算確保】

令和6年度は 80%程度の交付率であり、活動組織において工事内容の見直しや合意形成を再度行うといった負担が生じている。

【制度改正に関する周知のスピードアップ】

令和7年度に他制度から多面的制度へ移行し、かつ、活動組織への交付額にも影響する内容についての周知が遅く、営農の繁忙期に入ってからでは活動組織内での合意形成も困難なため、導入初年度は交付金の申請が困難な状況となっている。「周知が速やかに行われていればもらえたはずの交付金があった」と、活動組織から指摘されかねない状況である。

○提案団体と同様、当市においても本制度の課題として捉えている。本交付金制度は作成書類が多く、事務が大きな負担となっているため、取組組織数が減少する原因にもなっていると考えられることから、事務の軽減化を図ることが必要・有効であると考えられる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	44	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

青年等就農計画における年齢要件の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業経営基盤強化促進法施行規則第一条（青年の年齢）について、「原則として十八歳以上四十五歳未満」を「原則として十八歳以上五十歳未満」とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

新規就農者育成総合対策などの国の補助事業（支援措置メニュー）を活用する場合、農業経営基盤強化促進法第十四条の四の規定による「青年等就農計画」の認定を受け、かつ、49歳以下であることが条件となっている。

しかし、前述の青年等就農計画の認定を受けられる年齢要件が、施行規則では「原則として十八歳以上四十五歳未満」となっているが、農業経営基盤強化促進法の基本要綱では「地域に担い手がいらない等やむを得ない事情があると市町村長が認める場合には50歳未満とする」とこととなっており、一見して分かりづらい状況である。なお、現時点で当市においては、令和7年度に青年等就農計画の認定を行う予定の新規就農者が3名いるが、いずれも就農時に45歳以上であることから、近隣市町村の対応も鑑み、当市の青年等就農計画認定要領を改正し、青年等の定義を18歳以上50歳未満としている。

【支障事例】

国の支援を受けたい新規就農者であって、49歳以下ではあるが45歳以上に該当する方は、原則45歳未満となっている青年等就農計画の認定について、「やむを得ない事情があると市町村長が認める場合」に該当するものとして認定を受けることができるのかを懸念する声が聞かれる。新たに農業を始める方の年齢が高齢化してきており、また就農者は複数の市町村で広域に営農される方も多く、各市町村の取扱いや判断基準が異なることは、新規就農者の混乱を招くことにもなり、不利益な状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市内の研修機関（新規就農者の受け入れ農家）から、要領の年齢要件を引き上げてほしいという相談がある。また、新規就農の相談に来る方からは、国の新規就農支援を受けたいが、就農希望自治体で青年等就農計画の認定を受けられるか、その認定次第でその後の資金や設備の計画が大きく変わってきてしまうため、影響が大きい」といった声が聞かれる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

青年に関する取扱いを法令と補助制度で統一することにより、新規就農者にも分かりやすく、安心して就農準備に取り組める。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法、農業経営基盤強化促進法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、春日部市、川崎市、魚沼市、沼津市、豊田市、稲沢市、兵庫県、岡山県、東温市、高知県、熊本市

○国の支援制度の年齢要件と事業要件となる認定新規就農者の年齢要件の差異について、就農希望者へ明確な説明ができない状況にある。支援すべき新規就農者の年齢基準を統一し、明確にしていきたい。

○45 歳以上の新規就農相談者が、認定新規就農者制度を希望した場合の対応に苦慮している。

○青年等就農計画における年齢要件と経営開始資金・経営発展支援事業の年齢要件が異なるため農業者等に疑義が生じており、本市としても説明が困難である。

○国の支援を受けたい新規就農者を考慮すると、分かりやすい補助制度の方が活用する機会が増え就農に専念してもらえることから、提案団体の意見に賛同する。

○法令及び補助制度の目的は同一であることから、農業者（新規就農希望者）及び行政職員双方にとって不慣れな混乱を避ける意味でも年齢要件を統一することは有効であるとする。

○本市においても、青年等就農計画認定要綱にて、青年等の定義を 18 歳以上 50 歳未満としているが、法令を整備することで補助制度との整合性や他市町村と足並みがそろえば、新規就農者目線で分かりやすい制度になると考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	47	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

農地利用状況調査事業における農地利用意向調査の調査対象の見直し

提案団体

南部町、山梨県町村会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地法第30条第1項及び第32条第1項の規定に基づく、農地利用状況調査事業における農地利用意向調査について、所有者全員を対象として毎年実施する調査を、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者のみを対象とする調査内容への見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

毎年、農業委員・最適化推進委員を調査員として、管内農地の全筆について農地の利用状況調査を実施し、その結果（遊休農地の情報）を荒廃農地調査に反映させている。令和5年度からの変更により、遊休農地の所有者全員に対し、今後の利用について毎年利用意向調査を実施している。

【支障事例】

利用意向調査については、当町においては毎年約8,000件ほど実施しているが、初回以降の意向調査において、その意向が変更されることがなく、数千筆の遊休農地を名寄せして所有者に通知する事務量のほか、切手代などの費用も莫大となり、費用対効果も得られず、苦慮している。また、利用意向調査を毎年実施し、農地所有者等が農地中間管理機構への貸付け意思を示したとしても、当該農地が機構の事業規程の基準に不適合である場合は、機構は当該農地を借入れることはなく、農業委員会はあつせんその他利用関係の調整により地域農業の振興に繋がるような利用を検討はするものの、実情として借り手を見つけることは難しく、根本的に遊休農地の解消に繋がっていない実態がある。

【支障の解決策】

利用状況調査において、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者にのみ利用意向調査を実施する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からも「一度回答しているのにくどい」との苦情が相次いでいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・事務に係る労力及び費用の軽減が図られる。当町の利用意向調査においては毎年約8,000件から約200件へ対象を縮小できる。
- ・過剰な調査による住民の負担軽減が図られる。

根拠法令等

○農地法

第 30 条(利用状況調査)

第 32 条(利用意向調査)

第 33 条

○農地利用状況調査事業

・遊休農地に関する措置の計画的な実施について(平成 27 年 12 月 25 日付経営第 2479 号)

・荒廃農地の発生・解消状況に関する調査(平成 20 年 4 月 15 日付 19 農振第 2125 号)

・遊休農地に関する措置の状況に関する調査要領について(令和 3 年 6 月 14 日付 3 経営第 823 号・3 農振第 713 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、相模原市、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、豊田市、東温市

○非常に事務量が多いため。毎年、全筆の調査に効果があるとは思えない。

○当村の農地は少ないほうだと思うが、提案団体同様に遊休農地の名寄せ確認通知等事務量が増加している。新規案件の調査だけにすれば事務にかかる負担が減る。

○提案のあった市町村と同様に、農地法第 30 条及び第 32 条に基づく利用意向調査を所有者に対してすべて行う場合に、膨大な事務量・郵便料となってしまう。

○提案内容と同様の問題を抱えている。ただし、利用状況調査及び意向調査を目標地図の区域内のみに限定するなど、改善の手法は他にもあると考えている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	48	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

農業委員会サポートシステムの利便性の向上

提案団体

南部町、山梨県町村会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業委員会サポートシステムについて、操作性の向上や情報検索機能の改善などを行い、市町村の農地台帳管理業務を効率化すること。

具体的な支障事例

【現行制度】

農地台帳の管理方法については、従来は各自治体において農地台帳システムを整備してきたが、平成 26 年 4 月に施行された改正農地法に基づき、農業委員会が農地台帳及び農地地図の情報を公表する事務等を効率化するためのシステムとして、農業委員会サポートシステムが整備され、国において本システムの利用推進に係る指導が行われている。しかしながら、農地台帳の管理については、以前から使用している農地台帳システムで対応できているため、使い勝手のよくない農業委員会サポートシステムはあまり普及していないのが現状である。

【支障事例】

従来から各自治体において整備してきた農地台帳システムで必要な事務が行えるところ、本業務に関係する「農地利用最適化交付金」の交付要件として、農業委員会サポートシステムの利用が定められていることから、実質的に同システムを導入せざるを得ず、2つのシステムを併用している自治体が多い。農業委員会サポートシステムは、以下の点について使いづらさを感じていることから、同システムへの1本化が進まず、2つのシステムを併用することによる経費の増大やそれぞれのシステムにデータを入力する必要があるなどのデータの整合性を図る必要があり、自治体に負担が生じている。

- ・ログイン方法が、ワンタイムパスワード方式となっており、ログインの都度送付されるワンタイムパスワードを確認・転記する作業が生じるため、手間がかかる。
- ・動作、システムの読み込みや情報の表示が遅い。
- ・農地情報を検索する際に、地番図上で地番等を確認した後、検索画面に戻って地番等を入力して必要な農地情報の検索を行わなければならない、手間がかかる。地番図上の地番等をクリックしたら、当該地番等の農地情報が表示されるような機能があるよい。
- ・農業委員会サポートシステムに登録されている図形情報（航空写真等）を更新するには費用がかかるため、更新が頻繁に行えない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村業務の効率化につながる。

農業委員会サポートシステムの使い勝手が改善されれば、同システムへの1本化を検討する自治体が増え、システム関連経費を節減することができる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、魚沼市、早川町、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、安来市

○従来の農地台帳システムと併用しているが、サポートシステムでなければ業務に支障が出るということはない。

○提案団体と同様に一本化が進まず、従来から使用している台帳システムを使用している。交付金の要件であるため導入はしているが、効率化されている認識はない。

○複数人が同時にシステムにログインできず、利便性の改善を求める。

○全国で統一化されたメニューであるために、不要なものが多く非常に見づらい。また、一般的に考えられる農地や農業者のステータスがどこに表示されているか不明瞭であり、安全安心に使うことに適していない。加えて、農地に関する諸証明を発行する機能がなく、Excelで管理しなければならないことは論外としか言いようがなく、使い勝手の悪さに拍車をかけている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	55	重点募集テーマ	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設

提案団体

田辺市

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。

具体的な支障事例

大量相続時代に突入し、地方において相続することが不利ないわゆる負動産を含む資産を相続放棄するケースが激増する中で、比例して所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家も激増すると想定される。財産清算人制度の申立権限が地方自治体にも付与されたが、空家の補助金でも1/2は自治体負担となり積極的に取り組むほど赤字となるため、代執行をするほどの危険空家でないと関与することができない。また、所有者不明土地・建物制度の創設により、相続人がいない所有者の危険空家に取り組みやすくなった反面、換価性の低い農地や山林が置き去りにされて、ますます所有者不明土地を生み出している。これらに共通する課題解決制度は財産清算人制度であるが、地方自治体として積極的に取り組むためには国庫帰属制度の地方分権として、地方自治体帰属制度を新設していただければ財源確保となり、積極的に取り組むことができ、空家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決に寄与するものと考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

支障事例については別添資料を参照ください。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人不在の空家や所有者不明土地に対し、地方自治体が積極的になれない原因は、頑張れば頑張るほど赤字が増す構造にあるため、補助金等の助成制度ではなく財源移譲をすべきである。なお、実現に際して、地価の高い市街地の自治体ではより黒字となり、地価の低い山間部の自治体では赤字となるため、これらをカバーするため広域自治体や県域自治体での基金化をすることは必須であると考えます。

根拠法令等

民法第 959 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稲沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市

○市町村が空き家対策を進めていく上で有効な手段であり、県として提案の趣旨には賛同する。

○財産清算人制度は、相続人不存在の空家等が特定空家等に至る前に解決する上で有効な手段であるが、その時点では周辺にそれほどの影響を与えておらず、行政が予納金を支出して申立することが住民全体の福祉の向上に寄与するのか、一部の住民のみの利益になっているのではないか、というジレンマがあり、積極的に活用し辛い。提案内容のように、残余財産が自治体に帰属する制度となれば、より一層自治体による申立件数が増え、空き家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決が進むと考える。

また、残余財産の地方自治体帰属も有効な手立てではあるが、当該制度の申立によって所有者不明土地・建物が解消した件数に応じて、各自治体に相当額の交付税を交付するなどの仕組みとすることによって、採算性のないエリアにおいても申立が十分に進むのではないかと考える。

○地方自治体帰属制度が利用できれば、従前の未利用財産との一体的な利用が期待できるため、未利用市有地有効活用の観点からも制度の創設があればありがたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	85	重点募集 テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務において捕獲確認アプリの活用等により現物確認を不要とすること

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）において、捕獲確認を書類確認の方法により実施する際に必要とされている「証拠物」提出について、不正防止機能を有する捕獲確認アプリの活用等により、現物確認（市町村等による捕獲個体の目視確認）を不要とし、交付金事務を省力化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）においては、捕獲された野生鳥獣の個体毎に、捕獲従事者に対し捕獲に要する経費を助成しているところであるが、その交付事務において、市町村職員等が捕獲個体の現物またはその一部の部位を目視で確認する「現物確認」が位置付けられている。（画像の使いまわし等による不正防止が目的のこと）
この「現物確認」は、市町村担当者等が捕獲現場や処理加工施設等で直接捕獲個体を確認する「現地確認」や「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合は証拠物（捕獲個体又はその一部の部位）を市町村窓口等に持ち込み担当者が確認する「書類確認」の方法により行うこととされている。

【支障事例】
「現物確認」は捕獲個体毎に行う必要があるが、市町村によっては、確認件数が1年あたり 4,000 件を超えるケースもあり、捕獲従事者や市町村職員にとって大きな負担となっている。
市町村によっては、捕獲確認アプリを用いて捕獲個体の写真撮影や必要書類の作成等の交付金事務省力化を図っている例もあるが、「現物確認」の手続きを省けないため、大幅な負担低減には繋がっていない。また、「書類確認」の方法で行っている市町村では、証拠物（捕獲個体の尾等）を保管、管理及び処分等する必要があり、寄生虫や臭い等の衛生面の問題もあることから、市町村担当者の精神的な負担となっている。

【支障の解決策】
不正防止機能を有する捕獲確認アプリの使用により、不正防止を図りつつも現物確認の手続きを省略できるようにすることで、捕獲従事者及び市町村担当者の事務処理に係る時間短縮や、市町村における証拠物の管理等の負担を大幅に低減することができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

助成対象となる捕獲獣の「捕獲確認」事務が捕獲従事者や市町村担当者の負担となっており、本来取り組むべき被害防止対策の推進に注力できない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

捕獲確認を実施する市町村担当者の負担が大幅に軽減され、本来取り組むべき地域の鳥獣被害防止に係る業務に注力することができる。また、「書類確認」の方法により「現物確認」を行っている市町村では、「現物確認」の事務が不要となれば、捕獲従事者が証拠物を提出するために市町村窓口に向く必要がなくなるため、その余剰労力を箱わなの見回りなど捕獲活動に充てることで、地域の捕獲対策を一層進めることが可能になる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領第3別記4第2の2(2)、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認マニュアル(令和6年4月)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、沼津市、高知県、久留米市

○各市町村から提出される捕獲確認書類や歳出証拠書類等は、市町村がそれぞれの方法で作成するため、県がそれを確認し、とりまとめるために多くの事務手間を要する。各市町村と県及び国が共通の捕獲確認アプリを使用することで、事務手間の簡素化が期待できる。

○当県においても、数千件の現物確認を実施している市町村があり、多大な負担になっている。現物確認と同等かそれ以上に証拠物の真正性が担保されるのであれば、アプリケーション等を使用した省力化も推進すべきであるとする。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	92	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

市街化調整区域に定める地区計画区域等における森林の林地開発許可を不要とすること

提案団体

富里市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

区域区分を定めている都市計画区域において、市街化調整区域の地区計画区域及び、都市計画法第 34 条第 12 号で定める区域、また地域未来投資促進法における重点促進区域の区域内（以下、「3つの区域」という）の森林（森林法第5条：地域森林計画対象民有林）を宅地開発するに当たって、林地開発許可を不要としていただきたい。

具体的な支障事例

左記の3つの区域はいずれも、企業誘致などの魅力あるまちづくりを進めるため、都市的土地利用転換を促すための区域として定めるものである。

また、この3つの区域を定めるには、都市計画法で定める案の縦覧や、専門家で構成する審議会への諮問などの厳正な手続きを経るとともに、条例の制定や告示等により、将来に渡って都市的土地利用を担保するものである。

一方で、これら3つの区域内で、宅地開発するにあたり、1ヘクタール以上の地域森林計画対象民有林の林地開発をする場合、林地開発許可が必要となり、森林法第 10 条の2第2項第3号が適用され、工場や事業所などでは 25%以上の残置森林で林帯幅 30m 以上の配置が求められ、土地利用の範囲や配置計画に大きく制限されるほか、経済性の低下などによる事業の実現性やまちづくりにおける大きな障害となっている。

さらに、林地開発による造成森林においても、樹高1メートル以上の高木性樹木を、均等に分布するよう植栽しなければならず、都市的な土地利用空間の中で、将来的な災害時の倒木リスクを負うことになる。

このように、将来的な都市的土地利用を担保した区域内において、地域森林計画対象民有林としての役割は終えており、宅地開発時における都市計画法に定める緑地として整備することで、十分に良好な市街地形成を図ることができる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

高速道路に隣接する市街化調整区域の地区計画区域で宅地開発をする際に、過去に台風による倒木により交通障害が発生したことから、災害リスクを減らすため、一般的な緑地としての整備を提案したが、敷地外周における残地森林配置や、高木での造成森林を求められた。

企業誘致によるまちづくりを進めるにあたり、敷地の4分の1もの面積を森林として残すことは、事業の経済性を著しく低下させるとともに、30m を超える林帯幅での残地森林の配置は、土地利用や建物配置の障害となっており、事業者の進出の機運を阻害するものとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域森林計画対象民有林からの除外（林野庁通知）や林地開発許可の対象外（森林法第 10 条の2第1項）などの制度改正により、当市が求める3つの区域において、宅地開発する際の林地開発許可を不要とすることにより、土地利用や配置の制限を少なくし、民間事業者が事業しやすい事業環境を整えとともに、民間活力を活用した魅力あるまちづくりを進めることができる。

また、将来的な都市的土地利用空間において、台風などによる倒木などの災害リスクを低減することができる。

根拠法令等

森林法第 10 条の2第1項、森林計画制度の運用について（平成3年7月 25 日 3林野計第 294 号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、亀岡市

○市街化区域の地区計画区域内で地権者組織（組合施行）による土地区画整理事業が計画されており、施行地区内には土砂流出防備保安林を含む約 1.1 ヘクタールの森林が周辺森林から孤立した状態で存在している。市街化区域で、土砂の流出を防止している山自体が宅地開発により平坦地になる計画にも関わらず、保安林を含む工場団地の造成を目的とした事業であるため、森林面積の 25%以上の造成森林等の配置及び造成森林等として樹高1メートル以上の高木性樹木を高密度で均等に分布するよう植栽しなければならないとされている。結果、土地利用の範囲や配置計画が制限され、都市的な土地利用空間の中で将来的な災害時の倒木リスクを負うことに繋がっている。区域区分（市街化区域又は市街化調整区域）を問わず、地区計画区域内で宅地開発等の基準に適合した公園緑地を整備する土地区画整理事業については、少なくとも造成森林等の配置が不要としていただきたい。

○当市の花南産業団地は、都市計画法における開発許可及び森林法に基づく林地開発許可で開発を進めているが、土地利用計画上の支障はないものの、都市計画用途地域内の宅地開発において高木性樹木を植えることは、将来の倒木等の災害リスクや周辺の住環境への影響が想定されるほか、維持管理における負担も生じることから都市計画法の開発許可を要する宅地開発においては、林地開発許可は不要とすることが望ましい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	122	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

果樹農業振興特別措置法施行令第4条に基づく果樹園経営計画に係る市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

果樹農業振興特別措置法施行令第4条で規定する「果樹園経営計画」の提出について、市町村長の経由を義務付ける事務の廃止

具体的な支障事例

【現行制度について】
都道府県知事の認定を受けた「果樹園経営計画」を実施するため、農業者は農林漁業金融公庫又は沖縄開発金融公庫の資金融資を申請することができる。
当該計画は、果樹農業振興特別措置法第3条第1項により、「都道府県知事に提出して、その果樹園経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。」と定めているが、提出については、果樹農業振興特別措置法施行令第4条により、「作成者の住所地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。」と規定されている。

【支障事例】
この規定により、当該計画の作成者は市町村の窓口提出を行い、提出を受けた市町村では農業委員会等の関係機関と調整し決裁を行ったうえで、都道府県知事に提出する事務が生じるなど、効率的ではない状態である。
なお、この事務は、市町村においては数年に1回の場合もあり、確認の事務処理に時間を要することも危惧される。

【制度改正の必要性】
果樹農業振興特別措置法第3条、第4条及び第4条の2の規定に基づく果樹園経営計画の作成及び認定並びに当該果樹園経営計画に係る資金の融通に関する取扱要領（昭和60年7月1日付農林水産事務次官連絡）第1―1（4）より、「認定申請書の提出を受けた市町村長は、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等と十分調整の上、当該認定申請書を進達するものとする。」とあるが、果樹園の土地に関する事務に関しては、この申請とは別に農業委員会に届出を提出する必要があるため、市町村経由を省略しても問題ない。

【支障の解決策】
公庫等の資金融資に係る事務の効率化と迅速化を図るため、果樹園経営計画について、作成者が都道府県知事にオンラインで直接提出できるよう法改正を求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公庫等の資金融資に係る事務の効率化と迅速化

根拠法令等

果樹農業振興特別措置法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

燕市、佐賀県

○都道府県の現地機関を経由し、現地機関において地域の関係機関と調整するなどの手順を求める。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	129	重点募集テーマ	○（デジタル化(4 以外)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

不動産登記におけるオンライン申請手続きの改善

提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

不動産登記のオンライン申請について、すべての添付書類をオンラインで提出できるよう手続きを改善すること。

具体的な支障事例

不動産登記のオンライン申請で、添付書類は作成者が電子署名をすることでオンラインでの提出が可能とされているが、電子署名に対応していない書類があるため、添付書類全般を紙媒体で提出しており、事実上、オンライン化になっていない。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画による売買において、農地中間管理機構が所有権移転の登記申請を行う場合の添付書類の一つに、登記義務者（売主）が押印した承諾書及び印鑑証明書がある（農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱別紙5の第3の3の（1）の（ウ））が、これらは紙媒体であり、電子署名に対応していないため、オンライン申請に添付できず、郵送又は持参での提出となる。

登記義務者の承諾書への押印及び印鑑証明書の添付が不要となれば、登記義務者の承諾書に電子署名を行うことでオンライン申請で添付可能となる。

但し、登記義務者（売主）が個人の場合は、手続きの煩雑さなどから、紙媒体の申請を望む可能性がある。また、添付書類の全てをオンライン申請で添付しようとする場合、他に添付が必要な、農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報、登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書についても、県が電子署名する必要がある。

令和7年度の改正農業経営基盤強化促進法等の完全実施により、これまで市町村（農業委員会）が行っていた登記事務については、機構が行うこととなり、その件数は年間約470件となる見込み。

県や市町村、農地所有者が作成する必要書類は、電子署名に対応していないことから、書面で提出しているところであり、登記事務軽減のために手続きの改善を望むもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の農地中間管理機構から、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、令和7年度から新たに機構が不動産の登記事務を行うことになり、その件数も年間約470件となることが見込まれ、業務の負担となることを踏まえ、不動産登記のオンライン申請について改善を望む意見あり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力・時間・経費の負担が軽減

される。

根拠法令等

「不動産登記の電子申請(オンライン申請)について」(法務省)<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>
農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱「令和7年4月1日付け農林水産省経営局長通知」別紙5
の第3の3の(1)の(ウ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	132	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

離島活性化交付金等事業計画の廃止等

提案団体

佐賀県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

離島振興法第7条の2で作成が規定されている「離島活性化交付金等事業計画」は、都道府県が定める離島振興計画に基づく事業又は事務を実施するための計画であり、離島振興計画とは別に作成を要しており、実質的に離島活性化交付金を活用する前提条件となっている。離島振興計画は5年毎に見直しをしているが、離島活性化交付金等事業計画は毎年度の新規事業の追加や廃止事業の除外、それに伴う事業所管課における更新事務等の負担が生じている。さらに、離島活性化交付金を活用しようとする場合、各交付金等の要綱等に従い、別途、事業の詳細やKPI(数値目標)を設定した計画書等の作成が必要であり、離島活性化交付金等事業計画をそれらの計画書と別に運用する意義が薄い。また、効率的・効果的な計画行政に向けた指針であるナビゲーション・ガイド(令和5年3月閣議決定)の趣旨からも見直しが必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県、市の手続きの簡素化により、事務負担が軽減される。

根拠法令等

離島振興法第7条の2、第7条の3、離島振興法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福岡県

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	152	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

森林法に基づく保安林内作業許可が必要となる土地の形質を変更する行為の緩和等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 34 条第 2 項が規定する保安林内作業許可が必要な行為のうち「土地の形質を変更する行為」から開設後の林道を使用し続けることについて除外する。

具体的な支障事例

【現行制度について】
森林法において保安林内作業許可が必要となる「土地の形質を変更する行為」には、林道等の継続使用も含むとされている。
このため、保安林内に林道がある限り、定期的（2 年又は 5 年ごと）に許可手続きを行っている（保安林内で工事を行う際は別途作業許可を受けている）。

【支障事例】
保安林内作業許可については、保安林を適正に管理し機能を維持することを目的としていると理解しているが、林道の使用においては、林道開設の際に許可された内容から変化することがなく、改めて許可を行う必要性はないと考える。
現在は、作業許可期間の上限があるため、その更新のためだけに、毎回図面等の書類を添付して許可申請を行っており、市においても県においても負担となっている。

【支障の解決策】
案 1 作業許可が必要な「土地の形質を変更する行為」は工事の完成をもって完了とし、その後の継続使用については作業許可の対象外とする。
案 2 作業許可に付す行為の期間を土地の形質の変更をともなわない施設の設置については「施設を廃止するまで」とし、定期的な更新を不要とする。
案 3 保安林内の林道施設の設置及び管理に関して、実情に合わせて別の運用規定を設ける。（保安林内作業として想定している内容と林道の実情があっていないと思われる）
なお、現状では、保安林に係る作業許可期間中は、保安林所有者の植栽義務は当然に発生しないと理解しているが、上記対応を講ずる場合にも、当該義務が発生しないように留意いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

定期的な許可申請手続きがなくなることにより、事務負担が軽減する。

当市においては 40 路線の許可手続を継続して実施しているが、全国でも同様の事務が生じており、改正による行政の効率化の効果は大きい。

根拠法令等

森林法第 34 条第 2 項、34 条の 4、森林法施行規則第 72 条、森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 4 月 27 日付け 12 林野治第 790 号農林水産事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、京都府、大栗市、熊本市

- 保安林指定範囲が明確でない当市においては、手続きに時間がかかる。
- 林道約 850 路線が更新手続きの対象となっており、事務の軽減が必要である。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	153	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」について、改良に関する計画の記載を不要とし、「林道の開設に関する計画」に見直すことを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
地域森林計画には「林道の開設及び改良に関する計画」を記入する必要がある。
また、市町村森林整備計画の「基幹路網の整備計画」は、地域森林計画に記載されている計画から転記等して記載することとされている。

【支障事例】
市町村は市町村森林整備計画において林道の整備計画を変更する際は、都道府県に対して地域森林計画を変更してもらう必要がある。
このため、市町村から都道府県に計画変更の手続きを行い、その上で市町村の計画に反映させるという事務が生じている。

【制度改正の必要性】
民有林林道の具体的な整備計画に関しては市町村森林整備計画にて定めるものであり、都道府県が策定する地域森林計画に林道の改良計画まで記載する必要はないと考える。
また、全国森林計画は林道の開設のみ記載されており、地域森林計画で林道改良計画まで記載する必要性がない。

「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、地方公共団体の負担軽減を求める。

【支障の解決策】
森林法第5条第2項第7号の「林道の開設及び改良に関する計画」を「林道の開設に関する計画」に見直す。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

林道の整備計画の変更に伴う地域森林計画及び市町村森林整備計画の変更手続の事務負担の軽減

根拠法令等

森林法第5条第2項第7号及び第10条の5第2項第8号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、福井市、長野県、沼津市、熊本市

○都道府県においては、地域森林計画とは別に林道開設（新設、改築）、改良の内容等を含んだ民有林林道整備計画を地域森林計画と別に定めている。そのため、改良に関する事項は民有林林道整備計画のみ記載し、地域森林計画には全国森林計画に即する形で「開設に関する事項」の記載のみで良いと考えられる。

○当県においても提案者と同様の手続きを取っており、林道改良について、都道府県が策定する地域森林計画に記載することとしている。市町村等の負担軽減が図れるようであれば提案に賛同する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	154	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

森林法第 10 条の8に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 10 条の8に基づく伐採届において、採石法等による採取計画の認可を受けて、伐採及び開発を行うものは、その事業区域（残地森林も含めて）を地域森林計画の対象となる民有林（以下「5条森林」という）から除外（転用）するよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
森林法第 10 条の8に基づく伐採届については、5条森林において樹木を伐採する場合に伐採内容と造林計画を市町村長に届け出る制度である。
伐採届は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画（以下「市森計」という。）に適合して適切に行われるように提出させるものであり、土石採取等の非林業行為を目的とする伐採も伐採届の提出義務の対象となっている。
林地を開発し、土石採取等を行う場合、伐採届の届出手続き以外に、採石法等の採取計画の許認可を受ける必要がある。採取計画には災害の防止のための方法等について記載する必要があるが、都道府県知事等は公共の福祉に反すると認めるときは、採取計画の認可をしないとされている。

【支障事例について】
土石採取等の場合、当該行為が延長され長期化し、森林でない状態が続くことが多い。このため期限である伐採後2年以内に造林できないことが多い。
市では、伐採届の受理と、それに伴う造林計画書を適合しているかどうかを確認しており、土石採取等の行為が都道府県等の認可を受けて実施されていても、伐採後2年以内に造林できない案件は、森林法第 10 条の9の伐採届の計画変更等の対象となる。
当市は、土石採取等の行為の事業区域では、植栽、緑化、未植栽、調整池、残地森林等が混在し、5条森林から除外することが合理的と考えるが、県に相談したところ、一時的に供するものであるとして5条森林でありつづけるよう指導されている。
土石採取等は、その行為後に宅地造成等に利用されることがあるが、森林のない状態であっても、5条森林であるための不要な事務が発生している。加えて、土石採取等の行為後に宅地造成等する場合、そのタイミングで造林ができていない場合にはとりあえず植林だけさせておいて一旦、森林の体裁をとり、その確認後に、伐採届を提出させるように都道府県から指導される場合もあり、困惑している。
なお、土石採取等について都道府県等が採取計画の認可をする場合、関係市町村の意見を聞くこととなっており、伐採届の提出がなくとも、開発行為に対して市町村は意見を出すことが可能となっている。

【別の解決策】
開発の規模に拘わらず、土地の形状・形質変更ともなうものは、開発許可制度で監視することとし、都道府県の所管とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

森林でない状態であっても、5条森林であれば、森林として手続きを求めるが、森林所有者からは理解を得られていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の整理

根拠法令等

森林法第10条の8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、沼津市、熊本市

○当市でも宅地造成のための伐採にかかる伐採届の受理は多い。その場合、現況が森林でないことが多く、無伐採の伐採届として処理することが多い（現況は森林ではないが、5条森林に該当しているため、伐採届が必要になる。）隣接する森林の影も5条森林に該当することも多く、対象者へ説明することに苦労している。土地の形状・形質変更に伴う伐採届については、当市は実績が少ないが、太陽光設置や太陽光の採光に係る伐採届は非常に多い。届出者は開発行為における伐採届の対象面積を理解しているため、開発許可に該当しないギリギリのラインで届出を出す傾向にあるため、市町村では該当するかしないかの確認行為や届出後の確認、県への確認作業などが発生する上、業者も計画通りに設置していない、時期をずらして届出している等のトラブルも多くみられる。そのため、開発行為に関する伐採については、規模に拘らず一括して開発許可制度で監視することとされたい。

○土石採取後に森林以外に転用する場合などで、森林でない状態であっても森林法第5条に基づく森林であれば森林として手続きを求めるが、森林所有者から理解を得られず対応に苦慮した。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	155	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

森林法第 10 条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積の見直し等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法第 10 条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積を1ha（太陽光発電は 0.5ha）以下に拡大し、小規模な林地開発（以下、小規模林地開発という。）も都道府県の所管とする。

具体的な支障事例

【現状について】

熱海市の土砂災害以降に、開発行為と伐採届の境界線について問題になったと認識している。その問題の一つが、小規模林地開発にあたり、都道府県知事の林地開発許可が不要とされている点である。

開発する事業者は、手続きを大幅に軽減することを目的に許可を要する林地開発にならないよう開発を1ha 未満＝9000 m²台に調整していることが少なくない。また、一定の距離を置いて、近隣で小規模林地開発を行う事業者がいる。真面目に手続きする事業者が損をする構図にもなっている一方、悪質な開発行為が減らない要因になっていると考える。

小規模林地開発について、現行では、森林の所在地、伐採面積、伐採後の造林の方法、伐採後の森林以外の用途等について伐採届に記載し市町村に提出することとなっている。現行制度は、林業的な伐採、造林に適したつくりになっており、開発行為（特に採石・土採）に係る伐採等を、無理に制度に適合させる運用になっている上に、そもそも土地の形状や形質の変更に関しては、なんら抑止力がないの現状である。特に、土石採取等は行為が延長されることが多く、造林計画に定める伐後2年以内に人工造林できないことがよくある。

【支障事例】

小規模林地開発に関して、現状では林地の開発行為に対する規制がない状態で開発が行われ、何か問題が起きた場合には、県は林地開発許可権者ではなく、市町村は林地開発の許可権限自体がないなど、指導の主体が不明確となっており、市民生活の安全を担保する仕組みになっていないと考える。

林地開発許可の対象となる開発行為については、都道府県の監督処分が規定（森林法第 10 条の3）されており、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、開発行為の中止や復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができるが、市町村は、提出された伐採届の内容について市町村森林計画に適合しないと求めるときは、伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずる等となっており、伐採届での対応に限界を感じている。また、市町村は人員面や専門性に乏しく、監視体制は脆弱であり、長期化や累積する案件管理にも限界を感じている。

【制度改正の必要性】

災害の予防し、住民の安全安心をはかるためには開発事業者等の認識を高めていくことが重要で、小規模林地開発を森林整備を目的とした伐採届制度ではなく、開発許可制度の中で管理する必要がある。また、適切な管理には、採石法及び砂利採取法の採取計画の認可等とあわせて都道府県による管理が必要と考える。

【支障の解決策】

案1 森林法第 10 条の2における開発許可が必要な開発行為の規模に関する規定を廃止し、開発行為におい

ては全て開発許可（都道府県所管）の対象とする。

案2 開発許可の対象面積未満の森林開発に関する管理のしくみを創設し、都道府県の所管とする。（参考）千葉県が独自で小規模林地開発手続きに関する制度を設けている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

伐採届では、土石採取等小規模林地開発の管理ができず、開発による濁水や土砂流出の発生、盛土などによる災害の危険性の増大などが生じている。

あくまでも市町村森林整備計画との適合性を通知するものを、開発行為の適合性を認めるものと開発事業者が悪意を持って利用するおそれがあり、また、地域住民も誤認するおそれがある。

伐採届により開発許可対象外の小規模林地開発を把握する目的から伐採届の内容や添付書類が増加する傾向があり、本来の目的で届出を行うまっとうな林業者の負担が増加している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小規模林地開発による森林や地域の生活環境への影響の抑制

市町村における事務負担の軽減

伐採届提出者の負担の軽減

根拠法令等

森林法第10条の2

森林法施行令第2条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、宍粟市、熊本市

○当市においても、小規模林地開発に関して、現状では林地の開発行為に対する規制がない状態で開発が行われ、何か問題が起きた場合には、県は林地開発許可権者ではなく、市町村は林地開発の許可権限自体がない。

○当市でも森林保護のための伐採（伐採後に造林を予定しているもの）は少なく、ほとんどが森林以外に供することを目的とした伐採である。計画の変更も多いが、市町村担当者が林業に関する専門的知識が乏しいため、毎度県担当者に確認しながら進めている状態である。上記回答と合わせて、開発行為に関するものについては、規模に拘らず都道府県所管の開発行為許可制度で監視することとされたい。

○専門職員がいいため監視体制が脆弱である。

○当市においても同様と考えられる事例（1ha未満に調整していると思われる事例）あり。具体的な基準を設けたうえで林地開発許可制度による運用を検討する必要があると考えられる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	199	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

林業の架線集材での繊維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し

提案団体

村上市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省

求める措置の具体的内容

林業の架線集材については、労働安全衛生規則上でワイヤロープの使用が定められているため、材を吊り上げて運ぶ機械集材装置及び運材索道等では、繊維ロープの使用ができないことになっている。繊維ロープの安全性確認と実証実験による安全基準の検討に必要なデータ集積が取れ次第、労働安全衛生規則の改正による規制緩和を求める。

具体的な支障事例

林業では厳しい自然環境下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題となっている。林業の架線集材では、数百メートルのワイヤロープによる索道を用いて木材を集材するが、設置にあたっては重いワイヤロープを背負い上げて索道を設置するため林業従事者の負担となっている。これにより架線集材が衰退し、作業道の開設が出来ない奥地林や急峻地の伐採が進まない現状がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

ワイヤロープから重量が1/6かつ引張強度が同等である繊維ロープに変えることで、ワイヤロープのように素線で怪我をする心配がなく、切れても大きな事故になりにくい。架線集材の軽労化・効率化が図れるほか、生産性が向上し素材生産の拡大につながる。

根拠法令等

労働安全衛生規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、福井市、沼津市、熊本市

○作業の効率化を図る上で検討が必要であると考えられる。
○素材生産の効率化に資するものと考えられるため強度等の条件を勘案したうえ規則を改正しても良いと思わ

れる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	223	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

農振法の農畜産物処理加工施設の要件である原材料生産地の要件緩和

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、原材料の生産地を市町村の区域内に限定せず、県内区域への見直しを求めるもの。

具体的な支障事例

「食肉加工処理施設」において、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農林水産省の通知では、当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産する農畜産物を原料として処理又は加工を行う食肉処理加工施設等が該当すると規定されており、該当するものは「農業用施設」として認められ、第1種農地の不許可の例外として農地転用については許可される。

一方で、農業振興地域制度に関するガイドライン第2・4・(3)・①では、当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物の割合が量的又は金銭的に5割以上を占めるものと規定されているため、5割未満である場合には「農業用施設」として認められていない。

当市に施設を置くJAグループが運営する肉牛、肉豚及び食鳥の加工処理施設について、既存施設の老朽化に伴う移転先の相談があり、当該施設が農振法における「農業用施設」として認められないことが支障となっている。

当該施設は、原材料を当市及び県内市町村から毎日受け入れしているため、施設の取り壊しのために施設の稼働を止めることができず、既存施設がある場所以外で移転先を探している状況である。しかし、農用地区域外での移転候補地がなく、農用地区域で移転先を求める場合は、農振法における「農業用施設」として認められないため、農用地区域から除外せざるを得ない法体系となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者の意見として、「食肉加工処理施設」は、相当な規模の用地が必要である上に、集落が近い場所には設置が困難である。そうした条件下で移転候補地を選定した場合、結果として郊外の農振農用地を選定せざるを得ない。施設の性質上、周辺地域の畜産農家が生産する家畜の加工処理をする施設であり、「農業用施設」ととらえることが心情的には自然である。また、現在多くの農業用施設が畜産農家が混在する農村集落の周辺に配置されているが、当地域の農村集落の周辺は農振農用地に設定されており、新たに建設する場合、農振農用地の変更が必要となる。

畜産農家の意見として、当該施設の移転候補地が現時点では既存施設の近隣で検討されているが、仮に農振除外不可であるために、移転先が遠隔地に決定した場合、特に運搬コスト等の生産コストの増加が畜産農家に直接跳ね返ってくることになり農業経営を圧迫しかねない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今般、農振法の改正による農地の総量確保の観点から、除外に対する厳格化がなされる中であって、地域において重要な当該施設が農業用施設とは認められず、除外せざるを得ないことは、農地の減少には変わらないが、農用地面積の減少となり、確保すべき農用地等の面積目標の達成に支障を及ぼすことになりかねない。また、当市のみならず、今後の県内他市での一般除外の足枷ともなりかねない。

制度の見直しがなされれば、既存の食肉処理加工施設も農業用施設として農用地区域に編入することが可能となるため、農用地等の面積増加に繋がり、また一方で施設の固定資産税減となるため、世界情勢の変化や物価高騰により疲弊する畜産事業者にとっては追い風となり得る。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第3号イ
- ・「農業振興地域制度に関するガイドライン」(平成 12 年4月1日付け農林水産省構造改善局長通知)第2・4・(3)・①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	260	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

林野庁が毎年度実施する統計調査等の都道府県経由事務の廃止

提案団体

奈良県、福島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

林野庁が毎年度実施する統計調査等については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、民間委託を活用することによって都道府県を経由せずに実施することやオンライン調査システムにより回答を行えるようにするなど、事務負担を軽減していただきたい。
また、当該統計調査等の活用成果を分析した上で、その必要性や都道府県職員の負担軽減等に鑑み、実施頻度を減らす、様式の簡素化を行う等の見直しを併せて行っていただきたい。

具体的な支障事例

林野庁が毎年度実施する統計調査等は、年間を通して頻度が多く、また、その作業に係る事務負担も大きい。具体的には、「素材生産事例調査」「森林組合一斉調査」「林業労働・経営対策に係る実績調査」「高性能林業機械の保有状況調査」が、林野庁からの通知文や事務連絡に基づき、都道府県を経由して調査対象者あてに毎年度実施されている。
都道府県においては、調査表の配布・回収・督促、回答内容の確認、集計・報告・再調査等に係る作業を行っているが、提出された内容が正確かどうかを都道府県で判断出来ないものが多く、形式的な確認しかできないため、必要に応じて、その都度、調査対象者へ確認しているところ。そのため、都道府県を経由せずに、林野庁が直接実施することにより、調査を効率的に行うことが出来ると考えられる（例：農林水産省の「木材統計調査」は直接実施されている）。また、前年度の内容と比較して異常値が入力されている等の疑義照会についても都道府県を経由して行われているが、件数も多く対応に苦慮している状況。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県を経由せずに当該統計調査等が実施されることにより、都道府県職員の業務負担の軽減につながる。また、民間委託により実施されることで、林野庁職員の事務負担も軽減されるだけでなく、調査表の確認・集計事務の窓口が一本化され、統計調査としての正確性も向上する。

根拠法令等

林業事業体を対象とする各種調査について通知文等
・「素材生産事例調べ」の実施について（依頼）

- ・森林組合一斉調査の実施について
- ・林業労働・経営対策に係る実績等について(照会)
- ・高性能林業機械の保有状況等調査について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、神奈川県、静岡県

- 「素材生産事例調査」について、提出された内容の正確性を県で判断することが難しく、必要に応じて調査対象者への個別確認や疑義照会を繰り返し実施している状況。
- 「素材生産事例調べ」について、県からの回答に対する確認依頼内容が細かく膨大なため対応に苦慮。また、その対応に係る業務負担が多い。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	273	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

鳥インフルエンザまん延防止のため遺伝子検査の結果によらない殺処分を可能とすること

提案団体

広島県、広島市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

家畜伝染病予防法（以下「法」という）に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という）において、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる」とされているが、周辺に飼養農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要がある場合には、簡易検査の結果、陽性となった時点で、異常家きんが確認された農場において、家畜防疫員の指示による殺処分を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県は、異常家きんの届出があった場合、指針に基づき（法第3条の2第1項第2号）簡易検査及び遺伝子検査等を実施し、農林水産省は検査の結果により病性及び患畜等を判定する。

患畜等が確認された農場と疫学的関連がある農場において、簡易検査で陽性が確認された場合、当該家きんは疑似患畜とみなすとされている。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜については、その所有者は、家畜防疫員の指示に従い、当該家畜を殺さなければならないとされており、まん延を防止するため緊急の必要があるときは、家畜防疫員は自らこれを殺すことができるとされている（法第16条）。

【支障事例】

異常家きんの届出があった場合、県において簡易検査（所要時間約30分）を実施したのち、遺伝子検査（所要時間約8時間）を実施し、その結果等により病性及び患畜等の判定を受けることとなっている。

そのため、簡易検査において陽性の結果が確認されたにも関わらず、患畜等の判定を受けるために遺伝子検査の結果を待つ必要があり、周辺に農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要があったとしても、速やかな防疫措置の実施が行えない。

令和6年度に愛知県で連続発生した高病原性鳥インフルエンザの周辺農場への感染拡大の要因について、国は、ウイルスにとって生存・拡散しやすい気象条件（低温・乾燥及び強風）等によるものと指摘している。

今後、今シーズンのように鳥インフルエンザが多発するシーズンでは、環境中のウイルス量は多くなり、気象条件等によっては周辺への拡散が見込まれるため、あらゆる手段を講じることにより早急にウイルス量を低減させなければ、周辺農場への感染拡大により一定の地域において続発する可能性がある。

万一、周辺農場へまん延する事態が発生すると、発生都道府県において防疫措置に多大な負担が生じることとなる。

当県においても、令和4年度に、6事例が続発し、防疫措置に多くの職員を動員する深刻な事態を経験した。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和4年度に当県で当該疾病が発生した際、発生農場から要望があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

簡易検査で陽性が確認された後の遺伝子検査で結果が判明するまで時間を要する。少しでも早くウイルスの拡散を防ぐために簡易検査で陽性が確認された場合に防疫措置に取り組むことが可能となれば、行政と経営者が一体となった当該疾病のまん延防止対策の強化が図られることになり、発生都道府県における防疫措置に係る負担が軽減されるとともに、養鶏業者及び関連事業者の経営リスクの軽減につながる。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第16条、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日付け農林水産大臣）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、沼津市

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	277	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し

提案団体

広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。

具体的な支障事例

都道府県知事が資格付与者となっている国家資格については、一部資格で指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい。

それにもかかわらず、資格付与者が都道府県知事とされていることで、各都道府県では免許証等の申請・内容の確認・交付をはじめ様々な事務が発生しており、都道府県の事務負担となっている。

利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要がある、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。

現在、デジタル庁において整備・運用されている「国家資格等情報連携・活用システム」(以下「システム」)によって、一部資格については、オンラインでの資格の登録申請や資格情報の確認、証明が可能となっているが、都道府県知事が免許交付することとされている国家資格について、同システムに実装されていない資格は、申請書や住民票の写しなど、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担が生じているため、各種資格の付与者を国とする上で、システムを利用したオンラインによる免許申請等の推進も必要であると考えている。

システムへの資格の実装が進めば、各都道府県が資格者名簿をそれぞれ管理する必要性も無くなることから、資格付与者を国へ見直した上で、資格に関する事務を国で一元的に実施する方が効率的であるし、利用者の利便性向上にも資すると思う。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調 理 師:試験申込件数-370 件/年、新規申請件数-438 件/年、年間作業時間-約 350 時間
- ・製菓衛生師:試験申込件数-185 件/年、新規申請件数-118 件/年、年間作業時間-約 370 時間、試験事務を県が直接実施(試験当日の会場運営、採点は業者委託)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格付与者を国に転換することで、国家資格等情報連携・活用システムに連携される資格者名簿が一元化され、現在、例えば結婚して苗字が変更となった場合の免許書換えは、免許交付した都道府県に申請しないといけないところ、居住地の近くの国の窓口に行けば書換え申請できることになり、利便性向上につながる。あわせて、各都道府県がそれぞれ行っていた試験・免許事務が国に一元化されることで、都道府県の事務負担軽減にも繋がる。

また、都道府県知事が資格付与者となっている国家資格について、原則として国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請を可能とすることで、紙申請に伴う申請者の来庁の手間や行政での事務処理負担の軽減が期待される。

根拠法令等

製菓衛生師法第2条、調理師法第2条 等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、長野県、宮崎県

○当県においても同様に、免許証の交付等様々な負担が生じている。

【具体的な当県での事務負担】

- ・調理師：試験申込件数-218 件/年、新規・書換え・再交付件数-492 件/年、年間作業時間-約 295 時間
- ・製菓衛生師：試験申込件数-89 件/年、新規・書換え・再交付申請件数-61 件/年、年間作業時間-約 62 時間

また、居住地と申請時の住所が異なる利用者は、郵送で申請するケースが多く、手続きに時間的なコストが生じている。

そのため、国への事務の一元化には賛同するが、本県ではまだ国家資格等情報連携・活用システムを導入しておらず、システムを使った手続きにはすぐに対応できない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	282	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

農地法施行規則第 35 条第4号イにおける沿道の区域の対象拡大

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地法施行規則第 35 条第4号イの規定において、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路（市町村道）の沿道の区域を対象に加えることを求める。

具体的な支障事例

農地法施行規則第 35 条第4号イの規定において、「一般国道又は都道府県道」の沿道の区域は、流通業務施設や休憩所、給油所等の用途において、第一種農地の転用が不許可の例外とされている。一方、県道と同一路線である「市道」区間は農地転用が認められておらず、道路管理者により取り扱いが異なるという不均衡が生じており、同一の土地利用ができない。
不許可の例外としている理由については、一般国道又は都道府県道利用者の利便性等を考慮したものと推察されるため、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路であれば、現状、市が管理する区間においても、規定の趣旨に反するものではないと考えられる。
このことから農地法施行規則第 35 条第4号イにおける沿道の区域の対象拡大を提案するものである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

ドライバーの労働時間規制等により輸送能力が不足し、配送コスト削減と配送日数短縮のための拠点の分散化が求められていることから、柔軟な立地を希望する意見がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民間投資の活性化
物流問題の解消による、市民の生活の利便性向上

根拠法令等

農地法第4条第6項、農地法施行令第4条第1項第2号ハ、農地法施行規則第 35 条第4号イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、沼津市、熊本市

○当市においても、「一般国道又は都道府県道」と同様の「都市計画道路」の沿道の区域であれば、流通業務施設や休憩所等の用途については、第一種農地の転用において不許可の例外となっても差支えないと考える。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	348	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

植物防疫法における病虫害防除所の位置、名称等を条例事項とする規定の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法における、病虫害防除所の位置等について、「条例で定める」という規定の見直し

具体的な支障事例

【現状】
植物防疫法第 32 条第2項において、「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める」と規定されている。

【支障事例】
組織改正等において、この規定があることにより条例改正が必要となることから、事務負担が大きい。

【支障の解決策】
条例で定める内容は「病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域」のみであり、単なる行政組織の配置に関する情報である。条例でなくとも、組織規則や告示、HP での公告で示せば十分であり、植物防疫法における条例制定の義務化を見直すことで、条例の改定作業に係る事務負担の軽減につながる。

なお、家畜保健衛生所法において規定する家畜保健衛生所についても、位置、名称及び管轄区域を条例で定めることとしているため、植物防疫法と同様に見直しを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例改定作業にかかる時間や人的リソースを削減し、事務負担を軽減することで、業務の効率化と迅速な対応が可能になる。

根拠法令等

植物防疫法第 32 条第2項、家畜保健衛生所法第1条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	349	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	02_農業・農地

提案事項（事項名）

二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等による県実施業務の見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

植物防疫法上、国際植物検疫に関する事務は、国の事務になっており、都道府県の役割は規定されていないが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等について、生産園地・生産施設等による申請は、都道府県がとりまとめて国に提出することとされている。法令に基づかない当該事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

要領では、事業者が生産園地・生産施設、選果こん包施設の登録申請を県に提出し、県が取りまとめ管轄の防疫所に提出することになっている。

大多数の申請者にとって、要領や様式を理解するのが難しく、県への問い合わせが非常に多く寄せられる。また、提出された申請書類のほとんどに不備があり、県はその修正に関する指導を行うため、事務負担が大きい。

【例】

輸出検疫実施要領に記載された事務フローは、重要な情報が散在しており、構成が複雑で理解しにくい。また、申請様式が一律で、各国ごとに必要な情報が異なるため、どの項目を記入すべきか分かりにくい。

県担当者が申請者に対して要領を丁寧に説明し、申請様式の記載方法を一から指導しなければならず、非常に大きな労力を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【申請者の具体的な意見①】

要領が複雑で読む気にならない。様式もどの項目を記載すればよいかわからない。

【申請者の具体的な意見②】

申請内容に応じて、国と県のどちらに提出するかを分けるのではなく、申請窓口を統一し、手続きをより明確にシンプルにしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県担当者の負担が軽減され、審査・修正にかかる時間も短縮される。

手続きの一元化が図られ、県の事務負担軽減と申請者の利便性が向上する。

根拠法令等

二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領、台湾向け生果実検疫実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、高知県、宮崎県

○当県でも要領や様式に関して申請者から質問が来ることがある。要領が複雑で理解しにくいことから、申請者の提出書類を管轄の防疫所に確認してから修正を行っているため、県での事務負担が大きく、当該事務の廃止は必要であると考ええる。

○以下の理由により、提案県同様、当該事務の廃止を求める。

- ・提案県と全く同じ支障が生じているとともに、輸出国や品目の拡大に伴い、申請数が年々増加してきている。
- ・また、登録通知を申請者等に送付する際に県を経由することで、誤送付のリスクが生じる。
- ・更に、カナダ向けなしのように実施要領等の根拠が無いものについても、県を経由した事務が慣例的に行われている状況にある。

○当県においても、申請者からの意見として、輸出先国により申請書の記入内容が異なることや添付書類の様式が示されていないことなどから、申請が複雑であるとの声が上がっている。実際の申請書類で不備が多く、修正作業等にかなりの時間を要している。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理 番号	350	重点募集 テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用（農地除く）

提案事項（事項名）

土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請に係る事前審査の廃止及び早期処理体制の確立

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

都道府県等が農林水産省に対して行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の
手続（国土調査法第 19 条5項申請）を1年以内で処理するよう要望する。（事前審査の廃止と早期処理体制の
確立）

具体的な支障事例

令和4年度に当県が提案した「都道府県等が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続（国土調査法第 19 条5項申請）の見直し」の対応措置を踏まえて国土交通大臣に申請することで、新規申請地区の処理は劇的に早くなっている。

しかしながら、令和4年度までになされた申請については、引き続き農林水産省を経由する運用とされ、当県が農林水産省に申請中（事前申請を含む）の計 50 件の書類は、2年が経過したにも関わらず、1件も処理されていない状態である。特に事前審査期間は年々長くなっており、平成 30 年当時は1年程度で完了していたが、令和6年現在では3年以上経ても事前審査が完了しない。

さらに、地震による地殻変動がある度に申請のやり直しが必要となるので、令和6年能登半島地震の際には計 18 件の申請をやり直すこととなり、平成 20 年に申請した地区のように3回目の申請となっているケースも生じている。

平成 20 年以降、事前審査を含めて、71 地区を申請し、認証されたのは 2 地区のみである。この間に担当者の変更、書類の散逸、地震発生（東日本大震災、神城断層地震、能登半島地震）に伴う点検作業の発生が相次ぎ、当県では 20 地区（約 350ha）の再申請が困難な状態となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村担当者や事業実施者からは、当初の申請から 15 年近く申請の処理がされないことについて、疑念の聲が挙がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な審査により、法務局に登録された区画整理の測量の結果が、国土調査事業と同等の成果と認めらるため、土地の売買、災害発生の復旧の際に必要な土地の境界確認が不要となる。

根拠法令等

国土調査法第 19 条第5項、国土調査法第 19 条第7項、
都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(国土調査法第 19 条第5項)を国土交通大臣に申請することも可能とする取扱いの変更について(令和4年地方分権提案関係)(令和5年4月3日農村振興局整備部土地改良企画課課長補佐(農地集団化班担当)通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、盛岡市、宮城県、兵庫県、宮崎県

○・農水省の事前審査期間及び審査期間が長く、最近では令和3年度に依頼した2件の事前審査が未了となっている。
・提出後、相当長期間経過したものについては、当時の状況などが不明確となり、再申請も困難となってしまう。
・農水省と国交省で申請書類が異なっている。(統一していただけるとよい。)
○当県においても同様の案件あり
R4申請: 1件
R3申請: 11 件
H27 申請: 9件
H26 申請: 1件
○提案団体と同様に、当県も、農林水産省に対して 33 件の申請を行っているが、うち平成 30 年度の申請が6件、令和2年度の申請が 21 件と、申請から承認まで長時間を要しているものがあることから、早期に認証を行う必要がある。
○当県においても、令和3年度以降の申請地区について、令和7年4月時点で認証指定を受けておらず、成果の活用に至っていない。
○当県においても長野県と同様の事例が発生しており、令和3年度から令和5年度にかけて申請した7件について、農林水産省において審査中であり、早期の審査を要望する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	351	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し

提案団体

長野県、神奈川県、全国知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業における間接補助事業について、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であるため、補助金の返還が生じた際に県が肩代わりすることがないよう、国の直接補助事業とする等の見直しをお願いしたい。

仮に上記が困難である場合、補助金適化法第 18 条第3項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにし、柔軟な運用をお願いしたい。

具体的な支障事例

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業において、間接補助事業者の不正等により補助金を取り消され、間接補助事業者が返還に応じることができない場合には、その返還を県が肩代わりすることとなり、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であってもリスクのみ県が負う現状にある。

国からの返還命令が全額又は多額となり、それらを県が肩代わりすることとなった場合、県は多額の一般財源により立て替えなければならず、行政コストが増大する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政コストの増大を回避することができる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第2項、第 18 条第2項、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、埼玉県、大阪府、徳島県、高知県

○事業採択にあたり、国は事業者の輸出成果目標を重視しており、事業者と輸出商社・バイヤー等の商談状況等、民民の取引を根拠とさせているところ。本来、間接補助事業であることから、県の国際戦略に沿った事業計画が採択されるよう支援したいが、制度上、県の方針は考慮されていない。だが、倒産等で返還義務が生じた際は、回収見込みがなくても県が肩代わりすることとなり、県がリスクを負う。さらに、県の意向が反映されない事業計画についても、輸出目標の達成・未達について県の責任とし、達成に向けて事業者の支援をするよう求めており、その指示が年々厳しくなっていることから、事務負担が増大している。

○補助対象者や事業内容等に対して実質的に府県の意思が反映できない事業であることに加え、申請書類の提出等について、短い期間の中での修正や書類の提出が必要な中、都道府県が間に入ることでタイムラグが生じる。事業者の提出もタイトになることから、直接補助金とするほうが事業者にとってもメリットがある。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	367	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

各種補助金交付事務における変更申請手続に係る要件の統一及び基準緩和

提案団体

熊本県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30 パーセント」とある部分については「50 パーセント」と「400 万円」とある部分については「1,500 万円」と改正することを求める。

【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱】

・第9の1(1)イ(ア)、(イ)a 及び(2)ウ(ア)

具体的な支障事例

農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金と同様に国（地方農政局）に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。

土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が「30%以内」、「1,500 万円等」で定められているが、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金については、「30%以内」、「400 万円」であり要件が違うのが現状である。

また、当県は台風の被害が発生しやすく、補修工事等を行う頻度が多く、実施に際しても「土地改良事業」は要件が「1,500 万円」に対して海岸事業は「400 万円」であるため、整合がうまく図られていない。また、変更申請についても承認を得るまでに約2週間程度かかっているため、補修工事等の緊急性のあるものについて機動的に対応できない状況である。

近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地区における経費の配分や事業量の変更を補助事業者の裁量に任せることで、補修工事等の自然災害への対応等を迅速に行うことができる。

根拠法令等

農林水産業関係補助金等交付規則第3条第1号イ及びロ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、島根県、宮崎県

○経費の増減額については、同じ農業農村整備事業であり、基づく交付要綱も整合を図る必要がある。
○災害復旧で条件付き査定を受けた案件について、工事着手後の変更手続きを行う際に重要変更となると農政局の協議が必要となり期間が一ヶ月程度必要と聞いている。それにより現場の施工が停滞するため、かなりの支障となっている。事務処理の簡素化を願いたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	378	重点募集テーマ	○（デジタル化(4)）	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項（事項名）

道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

市民の問い合わせ対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を発展的に見直すなどにより、土木施設を網羅した一体系的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。

具体的な支障事例

当市では、道路、河川、公園・緑地、農政に関する市民からの問い合わせに対して、開庁時は土木事務所で対応しているが、休日夜間の問い合わせ対応として、休日夜間緊急連絡センターを設置しており、電話での対応を行っている。

他方、国においては、道路の問い合わせについて、LINE 通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を運用している。

また、国道事務所において休日夜間の対応を行っているところであるが、市道の情報が国道事務所に入った場合、国道事務所から休日夜間緊急連絡センターに電話連絡が入り、休日夜間緊急連絡センターでは電話連絡を受けて調書を作成した上で、各土木事務所又は緊急対応業者へ電話連絡を行っている。

複数の機関が問い合わせ対応していることで、それぞれ事務負担が生じており、非効率となっている。

また、近年、当市の休日夜間緊急連絡センター業務に対応する職員の担い手不足が問題となっていることもあり、今後人口減少が進む中で、今後の行政としての対応を効率的に行う必要がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

複数の機関が情報を伝達することに時間を要しており、迅速な対応に支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

迅速な対応による市民サービスの向上
システム処理による、事務作業軽減による行政業務の効率化

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、高知県、特別区長会

—